

令和2年 第8回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月27日(火) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室
- 3 出席委員(7人)

会長	9番	逢坂	裕明
委員	1番	古町	綾
	3番	吉鷹	敬貴
	4番	近井	一夫
	5番	山下	篤
	6番	佐々木	優
	8番	赤樫	治
- 4 欠席委員(2人)

	2番	三原	一英
	7番	熊谷	源
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
 - 第3 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
 - 第4 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
 - 第5 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
 - 第6 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第7 議案第22号 現況証明願について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	森元	俊明
総括主幹	西本	利博
主査	打田	知之
主任	中谷	仁思

7 会議の概要

事務局長 ただいまより、令和2年第8回総会を開会いたします。
本日は、2番三原委員、7番熊谷委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。
本日の出席委員は、9名中7名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は逢坂会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。
登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番古町委員、3番吉鷹委員にお願いします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。
以上で、日程番号第1を終わります。

議長 次に、日程番号第2 報告第7号から日程番号第4 報告第10号までの4件は、「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」であり、賃借人が同一でありますので、一括で議題とします。
事務局より説明願います。

事務局長 報告第7号から報告第10号までの報告4件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を受けた農地の賃貸借について、貸人及び借人双方の合意のもと解約する旨、農業委員会に通知があり、これを受理したので報告するものであります。

事務局長

はじめに、報告第7号について説明します。

議案書の1ページをご覧ください。

合意により解約する土地は、議案に示す土地1筆であり、解約する面積は[]平方メートル、合意による解約日は令和2年10月9日であります。

なお、解約する農地の位置などについては議案書2ページから4ページまでに記載のとおりです。

次に、報告第8号について説明します。

議案書の5ページをご覧ください。

合意により解約する土地は、議案に示す土地1筆であり、解約する面積は[]平方メートル、合意による解約日は令和2年10月9日であります。

なお、解約する農地の位置などについては議案書6ページから8ページまでに記載のとおりです。

次に、報告第9号について説明します。

議案書の9ページをご覧ください。

合意により解約する土地は、議案に示す土地1筆であり、解約する面積は[]平方メートル、合意による解約日は令和2年10月9日であります。

なお、解約する農地の位置などについては議案書10ページから12ページまでに記載のとおりです。

なお、ただいま報告しました3件の解約農地については、議案第21号にて、この農地を含む転用の許可について審議いただくこととなります。

次に、報告第10号について説明します。

議案書の13ページをご覧ください。

合意により解約する土地は、議案に示す土地1筆であり、解約する面積は[]平方メートル、合意による解約日は令和2年10月1日であります。

なお、解約する農地の位置などについては議案書14ページから16ページまでに記載のとおりです。

なお、解約後の農地は所有者自らが耕作することとなります。
以上です。

議長 　　ただいま、報告第7号から報告第10号までの報告4件について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 　　よろしいですか。
それでは、以上で日程番号第2から日程番号第5までの報告4件を終了します。

次に、日程番号第6 議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局長 　　議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。

本案件につきましては、 が を建設するため、議案に示す4筆の農地、 平方メートルについて所有権を移転のうえ永久転用するものであります。

転用を行う農地の位置や事業計画については、議案書18ページから27ページまでに記載のとおりです。

今回の転用の判断に係る農地の区分についてであります。申請地は上水道、下水道管が埋設される道路の沿道に位置しており、申請地のおおむね500メートル以内に高等学校や中学校、病院が存在しますので、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地として「3種農地」に区分されます。

3種農地での転用は原則として許可することとしておりますので、本件を許可することについて問題はないものと考えます。

なお、本議案について、本日の総会にて承認された場合には、北海道農業会議に意見聴取を行い11月中旬に行われる常設審議委員会を経て令和2年12月に許可する見込みであります。

以上です。

議長 　　ただいま、議案第21号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 　　それでは、採決します。
議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 　　全員賛成ですので、議案第21号については、原案のとおり決定します。
次に日程番号第7 議案第22号「現況証明願について」を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局長 　　議案第22号は、市街化調整区域の土地に係る現況証明の願出であります。
議案書の28ページをご覧ください。
証明を行う土地は3筆で、1筆目は所在は登別市■■■■町、地番は■■■■番■■■■、地目は公簿は畑、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は■■■■㎡であります。
2筆目は所在は登別市■■■■町、地番は■■■■番■■■■、地目は公簿は畑、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は■■■■㎡であります。
3筆目は所在は登別市■■■■町、地番は■■■■番■■■■、地目は公簿は畑、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は■■■■㎡であります。
願出理由は、地目変更登記申請のためであります。
なお、位置図等の資料につきましては、議案書の29ページから31ページまでに記載のとおりです。
以上です。

議長 　　本件につきましては、現況確認のため調査委員会を設置し、現地調査を実施しておりますので、委員長から報告を受けたいと思います。
近井委員長をお願いします。

近井委員 議案第22号に係る現地調査の結果について報告いたします。
10月21日午後1時30分から、山下委員、佐々木委員、私近井の3名と事務局職員1名で現地調査を実施しましたところ、議案第22号については、願出のとおりであることを確認しましたので、報告いたします。

議長 ただいま、議案第22号について、事務局の説明及び調査委員長から報告がありましたので、質疑を受けたいと思います。
なにかございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 よろしいですか。
それでは、採決します。
議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり決定します。
以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。
これをもちまして、令和2年第8回農業委員会総会を閉会します。